

第4回屋台との共生のあり方研究会

平成23年12月22日（木）

【鳥越会長】 定刻になりましたので始めますが、皆さんよろしいですか。行政のほうも大丈夫ですね。

こんにちは。今日で4回目になります。お疲れさまです。ちょっと寒いですね。今日であれば、これはまだ業者の方には言っていないんですけど、希望者で現地の視察をしたいと思います。ちょっと寒さがきついかないかと思っていますが。

私、昨日テレビの取材で東北の気仙沼というところに行ってきました、海岸で仕事をしていましたけれども、雪まじりの中で、マイナスはなかったんでしょうけど、零度近いところで非常に寒い思いをしてきましたので、博多の寒さはそれほどではないかと思っています。

今日は今年年内最後のこの研究会です。一応最初の目標ですと全体で7回ぐらい、3月をめどにということですので半分を越したところですが、年内に大体の議論、こういうことがあるという話をしたいということでした。

今日はまず最初に、新しく出席をされる方がいらっしゃいます。田中さんとおっしゃいます。今日初めてなので、自己紹介と、それから屋台にかかわるご意見でも何でもいいんですが、ちょっとお話をいただけませんかでしょうか。一応、皆さんお互いの顔を見知っていて、どういう人かは大体わかっていますけど。済みません。

【田中委員】 本日から参加させていただきます田中と申します。よろしくお願いいたします。貿易関係の仕事の都合上、出張が多くてなかなか参加ができずに本日からの参加となりまして、皆様には大変ご迷惑をおかけしました。これから屋台についても積極的に意見を出して盛り上げていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【鳥越会長】 屋台はどうですか。

【田中委員】 屋台はあまり行ったことがないんです。

【鳥越会長】 行ったことがない。

【田中委員】 はい。福岡生まれ福岡育ちなんですけれども、海外からお客さんが来られるときは、福岡に来るといったら屋台に行きたいと皆さんおっしゃるんですね。なので、私のほうでもいろいろ周りの知人に聞いたりして案内はしているんです。地方や東京などから来られるお客さんも、食事した後に締めで屋台に行こうという感じの方は多いですね。

【鳥越会長】 なるほど。じゃあ、そういうご経験を踏まえてどしどし意見を言っていたければありがたいです。

【田中委員】 よろしく願いいたします。

【鳥越会長】 ありがとうございました。

それでは冒頭に臼井さんのほうから今日のことについてお話してください。

【事務局（臼井）】 それでは、事務局からご連絡申し上げます。私、福岡市総務企画局企画調整部企画課長の臼井でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、本日はご多忙中にもかかわらず、第4回屋台との共生のあり方研究会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

まず、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。

資料は、会議資料といたしまして、会議次第、委員名簿、配席図、カラーの第4回の資料、九州経済調査協会——本日は八尋研究主幹にお越しいただいておりますご準備いただいている経済効果に関する資料、またA3の取り組みの実施状況に前回までの主なご意見を記載しております。

また、委員の方々には、これまで配付した第1回から第3回までの資料をまとめたファイルを机上に置かせていただいておりますので、議論のご参考にしていただければと思います。なお、こちらのまとめたファイルはこれから順次、回を追うごとに追加しまして、毎回机上に置くようにいたしますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

また、今回の会議につきましても、報道関係の皆様、傍聴される皆様に公開するとともに、動画を撮影し、配信を行っているところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に注意事項でございますが、報道関係の皆様及び傍聴される皆様には、当研究会の円滑な議事進行にご理解とご協力をお願いいたします。カメラ等の撮影・取材は、委員の皆様の自由な発言、議論の妨げとならないよう十分ご配慮いただくとともに、また、傍聴者の皆様は注意事項をお渡ししておりますので、傍聴席からのご発言や拍手等はしていただかないようお願いいたします。注意事項を守っていただけない場合には退席をしていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに、お手元の委員名簿と座席表をごらんください。今回ご欠席の委員は、秋吉委員、池内委員、井上委員の3名でございまして、松汐委員は30分程度でご到着されるとのことでございます。

それでは、事務局からの冒頭の説明は以上でございますので、これより会議の進行は鳥越会長にお願いいたします。鳥越会長、よろしくお願いいたします。

【鳥越会長】 田中さんの紹介を先にやってしまいましたのでちょっと順序が狂いましたが、田中さんが4回目から入っていただくということで、これで一応皆さん1回は必ずご出席になっているということになります。

これまでいろいろな議論をしてきましたけれども、どちらかというところに問題があるんじゃないかという指摘と、それをどう改善するかという話に終始していたと思います。今日は、これは私の意見でもあるんですけども、一体屋台ってどれぐらい私たちに、福岡市にとって意味があるのか、経済的に何かいい影響があるのか、効果があるのか、そういう経済的な側面から1回ちゃんとした専門家にご調査いただいて、それなりの評価をしていただこうと。もちろんそれを聞いていろいろな質問や疑問があると思いますので、その後、討論の時間は設けますけれども、とりあえずはまず屋台の経済的な効果という点について、しばらくお話をお聞きしたいと思います。

担当は、経済的な視点でこの屋台を検証してこられました九州経済調査協会の八尋研究主幹にお越しいただいておりますので、まずは屋台の効果についてお話をいただきたいと思います。

八尋さん、よろしくお願いいたします。

【八尋研究主幹】 皆さん、こんにちは。九州経済調査協会の八尋です。今日はお呼びいただきましてほんとうにありがとうございます。

私、5年ぐらい前から屋台のことについて実は調べておりまして、九大の学生さんと一緒にいろいろな検証をしてきたんですけども、今日は少しでも今まで調べたことがお役に立てばということでお話をしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様のお手元に資料をお配りしているかと思っておりますので、ちょっと見ていただけますでしょうか。

まず、今日は3点の話題提供させていただく予定でございまして、1点は全国の屋台動向について少しお話ししようと思っております。全国で公有地・民有地の屋台がどう評価されているのかということについて最初にお話をします。その後、屋台の経済的な価値についてお話をしたいと思います。その後、私が考えている屋台の現状分析と課題ということでお話しさせていただければと思います。

私としては、この2ページ目の下書いていることが目的というか、目標、言いたいこ

とで、持続的な運営環境の整備——サステナビリティとあと発展的な活用に向けて動き出すべきだというのが私の主張になります。そのあたりをおくみおきいただきながらお聞きいただければと思います。

それでは早速なんですけれども、3ページ目に、全国の屋台の動向ということで、まず公有地の屋台営業について書いています。公有地の屋台というのはおおよそこれぐらいしかありませんで、福井県のあわら市、広島県の呉、福岡県でいえば北九州、久留米、福岡ということになります。そのほか高知、佐世保、周南市等にも屋台があるんですけれども、高知で10軒くらい、佐世保は既に1軒になりましたし、周南市も6軒か7軒になっています。そういう意味では、福岡の屋台のブランド力というのは非常にすごいということが言えるんじゃないかと思います。

一方で、例えば、久留米は5年ぐらい前は37軒ぐらいあったんですが、それが既に14軒という形で非常に減少が激しくなっておりまして、そういう意味では公有地で屋台を営業するには非常に厳しい現状もあるんじゃないかと考えております。

ただ、上下水道の整備のところを見ていただくとわかるんですけれども、あわら市では新しい屋台が2007年12月にオープンしまして、行政財産の目的外使用ということで、公園の中にこういう施設をつくるということが行われておりまして、トイレ、下水道、上水道が整備された屋台が2007年にはオープンしています。

それから、広島県の呉市も、かつては呉市内ばらばらにあったものを蔵本通りというところへ集約しまして営業しています。もともと8軒ぐらいまで減少していたんですけれども、15軒まで増えています。

あと久留米も上水道・下水道が整備されています。ただ、これを見ていただくと、あわら市、呉市、それから福岡市、この三つの自治体のみが、いわゆる認めているというか、指導要綱なり何らかの根拠をもって運営をサポートしています。

あわら市については4ページに写真も載せているんですけれども、こういう形でやっています。これはそもそも屋台なのかという意見もありそうなんですけれども、実をいうと、屋台について、福岡の屋台、それから民有地で行われている屋台等を研究した結果、こういう屋台になっていまして、そういう意味では非常に新しいスタイルになるかと思います。

そしてその次のページを見ていただくとわかるんですけれども、今は民有地での屋台村というスタイルがはやっています。通りが確立されていまして、下も非常に衛生的に管理されています。福岡市の人に言わせると、これは屋台ではないんじゃないかと言われるか

もしれません。ただ、私は屋台の魅力というのは三つ条件があって、一つが外の空気が入ってくるというオープン・エアの関係、それから人との近さ——営業主同士、客同士の人の近さ、それから入りやすさという三つがあると思うんですけれども、この屋台村では、そういったことも考慮に入れながら運営されています。

特に北の屋台などは、福岡・博多の屋台を研究しまして、これが全国のモデルになっています。

【鳥越会長】 札幌ですか。

【八尋研究主幹】 帯広です。済みません、右側に市名を書いています。帯広市ですから、16万8,000人ぐらいの人口に対して20軒の屋台を持っていて、来店客数も16万人と、人口とほぼ同じくらいの方が来店されています。この北の屋台と青森の八戸みろく横丁とか、この二つがいわゆるモデルになって、今、東北や北陸方面に広がりつつあるというのが特徴ではないかと思います。

北の屋台の方も福岡の屋台を研究されたんですけれども、結局、公有地で新しく屋台をつくるというのは非常に難しいという結論に達して、結果的にこういう民有地での屋台が広がりつつあります。

民有地での屋台の話をさせていただくと、実は今注目されているのは鹿児島なんですね。6ページに写真や絵を載せておるんですけれども、2012年春オープンを予定しています、これは飲食店舗25軒で「かごつまふるさと屋台村」というのをつくろうという構想が出ています。鹿児島中央駅の前に南国殖産という会社があるんですけれども、その土地を使うことになっています。

これでびっくりするのは、11月に開かれた説明会には300名が参加しまして、70組の応募がありました。左側に料金も載せておりますけれども、決して安くなくて、家賃10万、共益費3万、それから広告宣伝費2万、月額計15万円を支払って、それでもやりたいという方がこれだけいるということになります。

私がなぜこの民有地の屋台村というのを最初に紹介したかということ、今都市間競争というのがものすごく激しくなっています。福岡も、ある意味新幹線が博多駅でとまっていたときには末端効果ということで非常に多くの人が福岡に来て、楽しんだかと思うんですけれども、そういう意味では鹿児島まで新幹線が通っていますから、都市間競争の中で今後こういった屋台の福岡のブランドがもしかしたら失われるんじゃないかという危機感も私は持っています。そういう意味では、この屋台問題を解決した後は、それをどう発展的に

利用するかも視野に入れていく必要があると考えておりまして、まず最初に紹介させていただきました。

次に、これが本題になるかと思うんですけれども、じゃあ、屋台というのはどの程度の利用者数があるのか、そしてまたどのくらいの効果があるのかを少し検証しております。

市でとられたアンケートをもとに推計をしたんですけれども、屋台利用者数1軒1日平均30人、年間257日営業ということになりまして、これで計算すると115万人を超す方が屋台を利用していることになりまして、平均の売上高は1人当たり大体1,500円という数字が出ております。もっと使っているような気がするんですけれども、実際1,500円で計算すると、大体17億円ぐらいの屋台の売上高効果があります。

115万6,000人が多いのか少ないのかという議論もあろうかと思ひまして、ホークスの入場者数を出したんですけれども、それが7ページの下です。254万1,000人ですから、大体ホークスの半分ぐらいの利用者があります。今回、この254万というのはクライマックスシリーズや日本シリーズも含めた数字になっていますから、そういう意味では、ホークスの入場者数の大体半分ということでイメージしていただければいいかと思ひます。

経済効果ということで、ちょっとここから専門的なことも出てくるんですけれども、なるべく簡単に説明します。屋台というのはそもそも何なのかというと、私は副次的な目的で利用されている、メインかサブかと言われたらサブだと思っているんですね。どういうことかということ、例えばコンベンションに行ったついでに屋台に行く、ホークスがメインで野球観戦の後、屋台に行くという形で、ある意味サブ的な効果で利用されることが非常に多いんじゃないかということで考えております。このサブ的な効果については後ほどもう1回説明させていただきますけれども、都市の中で非常に重要な役割を果たしていると思っています。メインを際立たせるのがある意味サブだと考えていますから、その辺も含めて後ほどもう一度詳しく話します。

まず、屋台の利用者が115万6,500人いるんですけれども、この中で屋台がメインだと答えた人——これは学生のアンケートを利用して私どもで推計したんですけれども、その中でほんとうに屋台を目的、屋台がないと来なかったという人は6万9,390人になっています。この人たちの消費は、屋台がないとなくなるということになりますから、そういう意味では、この8ページの右側の下に書いていますように、もし屋台がなくなれば、21億円ぐらいが失われるだろうと思っています。

94%の人が屋台をサブ的な目的で利用しているんですけども、屋台がないと基本的には市内の交通費がなくなりますから、市内交通費1.7億円というのがこの屋台を副次的に利用されている方の福岡への貢献の一つだろうと思います。だから、この屋台での消費額1.7億円と、それからメインの人が利用する2.1億円、それから副次的な人が市内で交通する1.7億円を足しまして、4.0億円ぐらいが屋台の効果じゃないかと考えているわけです。ということは、屋台がある場合とない場合を考えると、この4.1億円があるかないかということになるかと思います。

この経済波及効果を試算したものが9ページにありまして、これはある需要が発生したときにどれぐらいの生産が発生するかです。ある需要というのは、前のページにあった40.6億円が発生したときに、どれぐらいの需要が発生するか、どれぐらいの生産活動が誘発されるか見たものです。もちろん屋台事業者そのものにもお金が行きますし、それからその屋台事業者が食材を買ったり、ガスを買ったり、電気を買ったりすることで市の経済が活性化すると考えています。

そうやって見たときに、最終的な経済波及効果は5.3億円、そして就業誘発者数が425人、これぐらいの雇用が生まれていると考えています。

この5.3億円が多いのか少ないのかが多分議論になるだろうと思ひまして、昨年クルーズ船が66回、福岡に入港しているんですね。66回入港したときの効果を試算したんですけども、そのときは2.9億円ですから、その倍まではいきませんが、それに近い波及効果があるということになります。クルーズ船が66回で2.9億円の生産波及効果に対して、屋台では5.3億円ぐらいの経済効果が発揮されているということになります。そういう意味では、我々一生懸命クルーズ船の誘致という形で福岡市を挙げて頑張っているんですけども、ある意味、それと同じような経済効果が屋台にもあると認識いただければと思います。

いろいろな形で効果を見ることができるんですけども、県外の観光客の何%ぐらいが屋台を利用しているかというのを示しています。これで見ると県外客の屋台利用に占める割合は6.3%ぐらいになっておりまして、そういう意味では、決して低い値ではないと考えています。

それから、副次的な効果ということで、私、コンベンションがデータをとってありましたので、それを3年分集積してみました。このアンケートは520人が答えたもので、何人ぐらいが来ているかということで見てみたものなんですけれども、中洲が40.7%に対

して、屋台が20.4%で第3位と、コンベンションの参加者のうち5分の1ぐらい、中洲に行きたいという人の半分ぐらいの割合で行きたいと答えています。先ほど県外客の6.3%と最初に説明したんですけれども、コンベンションなどで遠くから来られる方は、比較的利用率が高いんじゃないかと思います。

もう一つ、男女別で見たんですが、中洲は圧倒的に男性が強いんですね。12ページに載せていますけれども、51.3%、5割ぐらいが、コンベンションが終わった後、中洲の飲食店に行くと言っています。屋台は男性19.7%に対して、女性が21.5%ということで、女性も利用されています。副次的な効果という話をしていますけれども、ある意味、中洲は非常に男性に限定的なんです、屋台に関しては男性・女性ともに行きたいという率が高いというのが特徴ではないかと思っています。

これから都市に外国人を呼び込もうとか、集客都市を目指そうというときに、福岡は夜の楽しみが少ない、私はこれが弱点じゃないかと思っています。例えば、上海に行くとカジノやショービジネスもあるんですけども、福岡はどうしてもそういうものが少なくて、屋台はある意味、それにかわるも機能も果たしているんじゃないかなと考えています。このあたりはもう少し精査する必要があるかと思いますが、そういう意味ではコンベンションを利用した方が屋台を利用する機会も決して少なくないということを認識いただければと思います。

それから、13ページには観光業も利用するようになっているということを書いています。これはJTBのパンフレットで、「屋台貸切プラン」なんかも出ています。これは9月に2日間、数軒を貸し切って連れてくるということも行われていますし、ラーメン1杯100円で食べることができる、ラーメン券つき屋台プランもあります。あと「屋台きっぷ」なんかも登場してまして、そういう意味では、観光業の方にとっても屋台というのは非常に重要な資源になっているのではないかと考えております。

そういう意味では経済効果は非常にあるんですけども、私がずっと屋台を見てきて、じゃあ、どういうふうに屋台のことを考えた方がいいのかということで、14ページに図としてまとめました。屋台の検討をするときに、民有地ははなからだめだという意見がどうしても福岡は強いと思うんですね。その理由としては、今まで民有地で屋台村みたいなのをつくられているんですが、その多くは失敗しています。そういうのを見てきている屋台事業者は、民有地というのはどうも魅力がないと映るのもあるし、福岡市内の1等地を失いたくないといったこともあるんじゃないかと思っています。

ただ、右側に書いているんですけども、屋台の利用者に聞くと、90%以上が公有地を希望しています。一応民有地での営業もきちんと検討する必要があるんですが、福岡の場合には、公有地での営業のほうが現実的だろうと思います。では、公有地での営業といったときに、何が一番問題かという、都市環境への負荷をいかに減らしていくのが大事になってくると思います。液体物、固形物、音、景観等に配慮した都市環境への負荷をいかに減らしていくか。

そのためには社会的な負担の問題も出てくると思います。社会的な負担というのは、屋台事業者への負担という意味ではありませんで、行政も含めて、市民も含めて社会的にいかに整備をしていくのが大事だと思います。例えば今度の自転車の問題なんかもそうなんですが、インフラがないのにルールだけ適応するということであつたら混乱します。それと同じように、社会的な負担とそれから都市環境への負荷をいかに減らしていくのかといったことを通して、問題の解決に当たるということが私は重要じゃないかと考えています。

15ページではまた別の考え方を示していて、屋台に対して「i n」と「o u t」と書いています。「i n」というのは水やガス、電気、食材、お客も「i n」で入ってくるということです。この「i n」については比較的問題がないんですね。ガス・電気についてもほとんど100%屋台側で負担していますし、水についても持ち込みであれ何であれ、「i n」については問題が少ないと思います。

問題は「o u t」です。私はこの順番じゃないかと思って書いているんですけども、トイレや廃液、廃油、食べ残し、臭い、騒音、使い残し、こういった「o u t」の適正な処理をいかにするかが大事になってくると思います。「i n」に関しては、屋台側もこれがないと営業できませんので、そういう意味では必死になって「i n」をきちんとするんですけども、この「o u t」のところを適正な処理をする。それは先ほど言ったように社会的なインフラや下水・上水を含めて検討していくことが大事だと思います。

第3回目の資料に基づいて「i n」と「o u t」を分けて書いているんですけども、「i n」については、上水、電気、ガスといったものがあるんですが、ここについては先ほど言ったように問題は少ないと思っていいです。上水と下水というのはある意味一体ですから、そういう意味では一体的な整備になるんですが、下水とトイレの問題をいかに解決し得るかが大事だろうと思います。

設置状況を見ると4割に下水が設置されていないということになりますし、トイレに関し

では26.1%が公衆トイレを紹介できないことになっておりますから、この下水、トイレの「out」のところをしっかりと管理することが求められるんじゃないかと思っています。

それから、「out」という意味では、屋台の区画のところは第2回目に出たと思いますけれども、これで見ると指導要綱上は7.5平米なんですけど、とても7.5平米で運営されておられません。それで出すと16.7平米、倍以上の面積を占有しているということになりますから、こういった「out」のところをいかに管理運営するかが私は大事になってくるだろうと思います。

じゃあ、どのくらいの負担が必要かということで試算もしているんですけども、18ページの一番上に、道路占用として現在支払われている額ということで書いています。市道で6,800円、国道で1万3,520円です。それが実情の面積に合わせると、16.7平米で1万2,890円と2万6,918円、これくらいの負担が必要になってきます。

ただ、問題は市場価格で見た場合の賃料になろうかと思いますので、それについて一番下では、占用面積16.7平米で営業時間10時間利用とし、あとの14時間は駐機料とそれから運び屋さんのお金が一体となって賃料と考えた場合にどうかで計算しています。現状の道路占有で1万8,830円、8平米という現在の要綱に従うと9,020円ということになりますから、若干今よりは高いんですが、それなりの負担はされているということになるんじゃないかと思います。

以上、駆け足で報告させていただいたんですけども、19ページにまとめを書いております。屋台というのは全国的に見てもさまざまな取り組みがされていまして、福岡のブランドが失われる可能性ですら多少はあるんじゃないかと思っています。そういう意味では屋台を使ったいろいろな取り組みを今後考えていくことが必要で、そのために問題の解決に当たっていく必要があると思うわけです。経済効果も53億円ということで、決して少ない額ではないし、コンベンションにおける参加率あたりも非常に高くなっています。それから、屋台運営を考えるとときには「out」の部分の処理を適正に行うことが大事になってくるだろうと思います。

今、私は屋台の経済効果等についてお話ししたんですけども、いろいろな技術的な問題、都市景観の問題なども含めて考えていくことが私は大事だとも考えています。例えば技術的な問題を考えたときに、道路上というのは、靴で歩きますから決してきれいな場所ではありません。そういう意味では、例えばシートを引くとか、囲いをどうするかといったときに、今はブルーシートを張ってありますけど、あれがずっと並んでいるのが美しい

かどうかといった都市景観上の問題もあります。

最後に、実は後ろに写真を何枚か持ってきたんですけども、これは終戦直後の天神の様子です。ここは天神ですね。あそこは渡辺通りで、後ろが博多湾になります。我々の先輩方は、こういう焼け野原の中から屋台というのをつくって、生活のかてにしてきたわけで、これをいかに利用するかが私は大事じゃないかなと思います。

写真がなくて申しわけないんですが、北九州市の屋台の最初のころはこういう形で出発しますし、これは1971年ですから最盛期のころで、屋台がずらっと並んでいます。

これは長崎市の屋台です。もう既にほとんどなくなったんですけども、70年代はこういう形で各都市に屋台がありました。これは現在ですけども、外国人観光客がずらっと並んでおりまして、こういう方々にもいかに利用してもらえるかが、今後の都市戦略を考える上でも重要ではないかと考えているところです。

以上、駆け足で申しわけありませんが、屋台の経済効果ということでお話しさせていただきました。どうもありがとうございました。

【鳥越会長】 八尋さん、どうもありがとうございました。非常にわかりやすく、我々も今まで知らなかったことを提示してもらって、これから考えていく上で非常に参考になったと思います。

これからしばらく時間をとって、今の八尋さんのこの経済効果についての報告について若干質疑応答をします。質問などあれば、意見などあれば、皆さんお出しいただきたいと思います。どなたでも自由に結構です。これから先はしばらくフリーに討論しますので、手を挙げてください。どうぞ。一応お名前をおっしゃってください。

【佐藤委員】 佐藤です。今の経済波及効果というか経済効果は直接経済効果だと思うんですね。これ以外に各種媒体に掲載されている広告費に相当するようなものとか、福岡のイメージをつくっている効用ははるかに大きいと思うので、それにプラス心理的な効果、あるいは広告効果のようなものを加えなければいけないんじゃないかなと思います。

【鳥越会長】 広告効果というのはどういうことですか。

【佐藤委員】 さまざまな媒体に福岡を紹介するたびに屋台が載っていますよね。

【鳥越会長】 つまり福岡の特徴として広告にそれが挙げられるということですね。

【佐藤委員】 はい。それを金銭にかえるとかなりの額になると思うんですね。

【鳥越会長】 ほかに福岡はあまりないということですね。福岡の目玉、福岡の特徴として媒体がそれを取り上げるという点でプラス効果があるんじゃないか、そこは今はあま

り入ってなかったというご意見のようですね。

ほかにどうぞ。世良さん。

【世良委員】 世良でございます。民有地での営業を仮に考えた場合、今日お話しただいた経済波及効果というのは変わってくるとお考えになりますか。今日のお話は現状をもとにしているので、公有地を前提とした経済波及効果、金額の試算かとお見受けしたんですけれども。

【八尋研究主幹】 現状でどのくらいの経済効果があるかを出したんですけれども、民有地でどういうやり方でやるのが前提になりますから、どのくらいの額になるかはわかりません。ただ、北の屋台などは人口と同じぐらいの人間を集めると言っていますから、そういう意味では人を集める効果も相当あるんじゃないかとは思いますが。

【世良委員】 世良ですが、もう1点恐れ入ります。鹿児島市のほうで今度オープンする屋台村があるようなんですけれども、鹿児島には以前から従来型の屋台があったように聞いています。平成8年には18軒あったということも聞いておりますけれども、これは今現在はなくなっているとか、例えばこの民有地での屋台村に吸収・統合されているとか、そのあたりは何かご存じですか。

【八尋研究主幹】 済みません、鹿児島については私は存じてなくて、ほとんどないんじゃないかと思えます。いろいろ私も市に電話して聞くんですけれども、実は市も管理してない、調べてないんですね。そういう状況ですから、多分ほとんどないと考えていいかと思えます。

【世良委員】 ありがとうございます。

【鳥越会長】 はい、どうぞ。

【西川委員】 西川です。先生にお尋ねいたします。3ページにいろいろ減少の例が書いてありますけれども、他県で減少した理由、なぜ変化していったかということですね。

あと、次のページを見ますと、あわら湯けむり創生塾は、まるでお伊勢さんのおかげ横丁みたいな感じになっておりますね。

次に、今、経済効果が全部で40億円とおっしゃいまして、直接の消費は21億円と。この40億円は屋台の経済効果ですけれども、これは他の方法で補えないんでしょうか。この屋台の売り上げがなければ、それだけ福岡市の観光から効果がなくなるのか、ほかの方法ではできないんでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

【八尋研究主幹】 まず最初のなぜ減少したかということなんですけれども、逆に、福

岡はなぜ残ったのかについて話をしたいと思います。

福岡も、70年代から80年代の減少スピードであれば、多分ほとんど屋台は残っていませんでした。ところが、それ以降、少しずつ減少幅が減っていく。それはなぜか。

80年代に全国の屋台はゼロでした。数軒か不法占拠状態のものが少しずつ残っていた。行政が認識していないような屋台が残っていたぐらいで、ほとんどなかったんですね。そういう中、福岡でどういう状況が発生したかという、80年代に福岡だけ200軒あって、ほかの都市はほとんどないので、非常に希少価値があるということで、マスコミなどに取り上げられる機会が増えるんですね。そうすると、観光客としても希少価値のある観光資源として見るようになった流れがあるんじゃないかと思います。もちろんその間、屋台組合の方も頑張ってこられたんだと思うんですね。ただ、最終的にはそこで希少価値が発生して需要が生まれた、経済の分野からいうと消費する人たちもそれを支持したということが屋台を残してきたんじゃないかと考えています。

それから、申しわけないんですが、ほかのもので補えるか補えないかは私は答えられません。どうやって盛り上げていくかということは今後検討していくべきことだろうと思いますが、ただ、屋台をなくしていいのかという、私はどうもそうじゃないような気がしています。希少価値性が80年代に発生したと言いましたけれども、屋台を博多のブランドに生かしていくべきじゃないかと考えています。

【鳥越会長】 はい、どうぞ。

【松汐委員】 おくれまして大変申しわけございません。ご説明の後半のほうから参加しているんですが、今の質問の中で、屋台がどういう状況で発生して現在に至ったかというお話がございました。映像もありましたが、私はそこで生まれ、生活しておりますので、屋台の状況は非常によく肌で感じております。

おっしゃるように、戦後、非常に経済的に疲弊しているときに、生活者の部分で移動屋台を主に始められた方がたくさんおられました。その方々は基本的には全部リヤカーで商売をされていたので、今のように固定的な場所に設置されるというのは、それから随分後だった。その中で行政の道路使用許可などが進んでいった。

当初言いましたように、多分たくさんの方の中で、屋台で成功されて、個人店舗に移行された方がたくさんおられます。それでも、屋台だけで生計を立てたいという方々に退場してくださいとは言えない状況があったんですが、一番問題になったのは、平成の初めのピークぐらいのときに、非常に市民や地域環境に悪いんじゃないかということでした。そ

ういうご意見を踏まえて、当時、検討する委員会ができております。

今おっしゃったように、屋台をなくすということでお話ししているわけじゃなくて、そういう問題と経済効果だけをすりかえて、経済効果があるから継続していけばいいだろうと、発展していけばいいだろうというのは問題があるのではないかと。今日のこのデータも含めて、私どもはそれを否定はしませんが、屋台の経過、推移をお話しされるときは、もう少し両面に立った報告をしていただきたいということでございます。

何で屋台が残ったかというのは、一つは博多ラーメンがメインでございます。全国的にそちらのほうに先に先行して、要するに福岡の観光資源になった。ただ、有名なところ、きちんとしたところは、長浜などはずっと継続してありますが、独立されて、全国的に東京なんかでラーメン店を構えて、博多ラーメンを非常に紹介されたという経過があると思います。皆さんご承知のように、博多にはとんこつラーメンがあるとばいということ、ほんとうに前向きに発信された屋台の方もいらっしゃいます。

今の経済効果のご説明はわかるんですが、本委員会としては、もう少しそういう過去のデータから今までの負の部分をきちんと明確に認識して、これから共生していくために、どこの時点でしっかり把握して、共存して残していただくかという審議をしていると思うんです。

私もデータとしてはあまり深くは読んでおりませんが、例えばトイレの問題について、こちらにいらっしゃる屋台組合の方は決してそういうことはおっしゃらないと思いますが、私どもの近くの屋台の方に対して、50メートル先に市のトイレがあるのでそこに行けばいいじゃないかと言うと、屋台の方は「一見のお客さんがトイレに出ていたら帰ってきませんよ。我々の目線でお客様を確認できる範囲でやってください」というお話がたくさんありました。ですから、近隣に非常に迷惑をかけていると思います。

設備をつくる时候にも、屋台がばらばらになるとどうしてもトイレの問題とか、そういう点が出てくるんですね。福岡市が観光とおっしゃるのであれば、ある程度、そういうトイレを含めた管理ができるようなやり方、設備が必要じゃないかと思っております。

以上でございます。

【鳥越会長】 ありがとうございます。今のトイレの話などは、実はこれからの話なんです。今日とりあえず八尋さんに話していただいたのは、もちろんトイレの問題にも触れておられますけれども、主として屋台が福岡市にあることによって一体どれだけ経済的な効果があるのかを一応再認識しようということで報告をしていただきました。

その中で、もちろんトイレの問題も「o u t」の問題としてあるよというご指摘がございます。トイレの問題、道路占用の問題等々の改善すべき問題点というのは、これはおそらく今後きちんと出てくると思います。とりあえず、松汐さんのほうからはトイレの問題があるよということをおっしゃっていただいたので、それは行政としてもちゃんと留意されるということでもいいかと思います。

ほかにございませんか。福山さん。

【福山委員】 済みません、17ページのデータについてご質問します。指導要綱では2.5メートル掛ける3メートルの7.5平米を規定してあるのに対して、この前の調査では、このブルーで書いてあるように平均16.7平米だと。右側の濃いブルーは何を意味しているかよくわからなかったので教えてください。

【八尋研究主幹】 済みません。データの異常値じゃないですけど、長浜地区と須崎地区の長辺が非常に長かったんで、これを除いて大体これぐらいが平均じゃないかというので出したのが16.7平米です。だから、ほんとうは18.6平米を使ってもよかったんですけど。

【福山委員】 18.6というのは……。

【八尋研究主幹】 下に説明を書いているんですけども、ほかの地区よりもこの2地区が異常に長かったんですね。それで16.7平米というのを使って、大体このぐらいはオーバーしているよということを言いたかったわけです。

【福山委員】 長浜を含めれば18.6平米と理解していいんですか。

【八尋研究主幹】 そうです。須崎も含めます。

【福山委員】 了解いたしました。

【早川委員】 今の福山委員のお話にもありましたように、もともと私ども食品衛生協会、保健所関係の人たちの意見は、どうしても食品の表示、それから屋台の範囲が営業の条件です。ですが、毎日の営業状態になりますと、どうしてもそれからはみ出すという状況が生じてまいります。それが我々食品衛生協会、衛生関係の一番の許可条件の問題点になります。警察その他の道路のことにしても、これが問題になってくるんじゃないかと思っています。今の福山委員の指摘の件について申し上げておきます。

【鳥越会長】 ほかにどうぞ。

【石森委員】 石森でございます。八尋さんのご報告を伺いまして、今日は経済的な話だったんですけども、その中で最後に戦後の写真を見せていただきました。先輩たちの

残した財産を私たちが受け継いでいかなければいけないんじゃないかという思いを伺いまして、大変感銘を受けたところでございます。

最初に申したことがあると思うんですけれども、道路の占用を屋台に認めるというのは道路法の考え方からいくと例外に当たりますので、なぜ屋台だけに引き続いて例外を認めていくのかというところが大変大事だと思っていました。後でひょっとしたら条例などをつくってという話になるかもしれませんが、それをつくろうにも、なぜ屋台に道路の占用を許したのかというところが一番大事だと思いましたので、大変感銘を受けるようなお話でございました。

事実は、屋台は公有地から始まっていて、全国的に見れば民有地に移行しているというお話でございましたが、今の私の申し上げた話だと例外になります。ほんとうは民有地がまずあって、できるのならば民有地にみんなで屋台を広げたい、しかし、できないならば、あるいは何かメリットがあるのならば例外的に公有地に占有を許すという考え方、理屈になるんですけれども、八尋さんの希少性というお話が一つの答えではなかったかと思います。なぜ公有地なのかという点について、ご見識があったらお教えてください。民有地でなくて公有地でないといけない理由は、経済的に見て、どういうところにあると思われますか。

【八尋研究主幹】 もとものの考え方として日本では、例えば道路は道路にしか使えないとか、そういう縦割りの中でずっと決まってきたと思うんですけれども、フランスなどのように、カフェなどの形で公有地をもっと有効に活用している都市があると思うんですね。そういう意味では、日本全国どの都市においても、もっと民間に開放して、民間の方に使わせて、そしてなおかつ集客もし、いろいろな方がそこで幸せな時間を過ごせるような場所をつくろうという形にはどうもなってないんですね。

私は、屋台問題を解決するといったときに、次の世代に対して屋台だけの特別な権利を与えるということは新たな問題を引き継ぐ可能性があるもので、そうじゃなくて、公有地をもっとこういう形で利用しましょうというルールを確定して、それに屋台を当てはめるほうがほんとうはいいんじゃないかと実は考えています。

今は屋台に特別な権利・権限を与えているんですけれども、それについては法律の専門家の方もいらっしゃるのではお話いただければと思うんですが、それよりは条例なりの公共の空間を利用するルールを定めたほうがいいのか。それは屋台じゃなくてカフェであってもいいかもしれないし、いろいろな方が利用できる可能性を残したほうがいい

んじゃないか。ただ、それはもしかしたら厳しいものになるかもしれないなと思います。

【鳥越会長】 はい、どうぞ。

【石森委員】 今のお話ありがとうございました。道路法の話をしていただきましたけれども、道路交通法も含めて、何か道路というのは日本では車のため、あるいは通行のため、これが原則となっているようなんですけれども、外国の例を今一つ出されましたように、道路というのはみんなで集まって話し合う場で、そこでそれぞれのお互いのきずなを深めていく場であるという考え方もあるわけです。道路法の考え方、道路交通法の考え方が絶対というわけで、そういうところに今のようなお考えを持ってこられるというのは福岡の特徴が出ると思います。

福岡市はコミュニティを強く推進しているわけで、今までの議論だと地域に迷惑をかけているという印象が非常に強かったんですけど、田中委員さんが最初に言われましたように、食事をした後で地域の屋台にふらっとその地域の人たちが出かけていって、お互いのきずなを深めるような場にできれば、これはかえってメリットになるのではないかな。福岡市の施策の推進にとっても非常によいことだと思います。

「o u t」の問題がありましたけれども、「o u t」も、行政にみんなやれというのではなくて、基本的にはできるところはみんなで、利用者だってできるだけ残さないようにと、できることはあると思います。そういう負のものは、かえってみんなの力を合わせてプラスにしていくためのきっかけにもなり得るのではないかなと思いました。

八尋さんのお考えに賛成でございます。どうもありがとうございました。

【吉田委員】 一つの意見と一つの質問があります。一つの意見は、先ほど八尋さんがおっしゃった屋台の問題を、公有地の魅力を高める問題としてとらえてはどうかというご意見については全く賛成です。まちは楽しまなくちゃと思いますので、いかに魅力を高めたいけるのかという視点で屋台が用いられればと思いました。

それで質問なんですけれども、5ページについて教えてください。民有地での屋台村の事例は主に東日本のほうが中心で、観光施設、観光目的のために屋台村というか、施設的なものをつくったというのが現状かと思うんですが、これの現在の営業状況を、ご存じの範囲で教えていただければなと思います。

なぜ質問したいかという、これから福岡の屋台も観光の一つの目玉に据えられないかということでお話があって、もちろん観光客に利用していただくというのも大事だと思うんですが、営業という観点からいうと、地元の人たちがどれだけ使っていくのかというこ

とがないと、どれだけ私たちが残したいといっても残らないんじゃないかな思っているんですね。それで、例えばこういうふうに観光客にある程度ターゲットを絞って特化したものがどのぐらい営業的にたえ得るのかみたいなことを知るために、ご存じの範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

【八尋研究主幹】 北の屋台あたりは16万8,000人の方が来られると話したんですけれども、地元の方が7割で、3割ぐらいが外からという話を聞いています。そういう意味では、決して外の人のためだけのものではないという印象です。ただ、これだけ広がってきたのは、もちろん売り上げは上下あるんですけれども、目的が観光客を集めるという以外に人材育成というのがあるんですね。

実をいうと、ここの北の屋台は3年限定なんですね。若い人が飲食店を始めようとする、どうしても初期投資のところで非常に苦労すると思うんですけれども、それが低額で始められる。そして、卒業されて、自分で商店街の一角に店を構えられるという形をとられていて、ある意味、目的も考え方も少し地域の活性化に重点が置かれた政策がとられているというのがここに並べた屋台の特徴じゃないかと思います。

今の福岡の屋台は、見方としては観光客、ただ楽しむ人だけのものという形になっていますけれども、そうじゃない、人材育成などの新しい機能を付加するということ、そのためにはきちんとルールを策定して、新しい人を受け入れるための何かが要るような気がします。

ほかの屋台の写真なんかを見ていると、若い人たちが活躍しているんですね。そういう姿が必要じゃないかと思っていまして、博多は年齢層もどんどん高くなってきていますから、そういう新しい機能をどうつくっていくかも課題じゃないかと思います。

【吉田委員】 ありがとうございました。

【西川委員】 西川です。いつも厳しい意見ばかり言っているようで申しわけございませんけれども、公有地の福岡市の利用については、今現在、公有地でカフェがあるのは、例えば迎賓館の中にはカフェがございます。そして中央公園の前にはカフェがございます。大濠公園の中にも花の木、そしてロイヤルがございます。ベイサイドもあります。マリノアもございます。そういうふうに公有地をご利用されていますけれども、屋台は道路というのが問題ではないか。公園の中の敷地や道路の占有に問題がある。

私、子供のとき、何で迎賓館の角にお店があるのかなと思っていたら、昔、渡し船があつて、そこに渡し船があつたとしたら、権利が発生するんですよね。権利の問題にな

っていくのではないかと思います。簡単に公有地を利用させたら、あとは皆さんの権利問題をどう私たちの後の人たちにそれを伝えていくのか。そういうのをきちんと法律的にしていたかなければ、公有地の利用は難しいのではないかと私は思います。

【鳥越会長】 はい、どうぞ。今日は自由に言いたいことを言ってください。

【田中委員】 田中です。先ほども公有地・民有地でお話が出ているんですけども、他県では今民有地ばかりに出店されていて、福岡では公有地がメインになっているんですが、どうして福岡では公有地のほうがうまくいっているというか、こうやってたくさんのお店があるのかが疑問なんです。西新のほうの公有地に期間限定の屋台村というのが一時期あって、私も2回ぐらい行ったんですけども、長浜などの屋台に比べて盛り上がりがない印象だったんですね。だから、なぜ他県では民有地でこうやってうまくいっているのに、福岡では公有地しか受け入れられないのかなという疑問があるので、もしおわかりでしたら教えてください。

【八尋研究主幹】 多分、民間の屋台村についてはやり方の問題というのがあると思うんですね。最初に初期投資をして、いかにきれいにして、人に来てもらうか。それからもちろん場所の問題もあるかと思います。

福岡でなぜ今までうまくいかなかったか。大名近辺にもできましたし、それこそ話に出た西新にもできたんですけども、本物の屋台と競争になったときに、そのときの屋台村はそこまでの競争力がなかったんだと思います。どうしても観光客で来られた方がどこかに行くことになる、本物と言われる屋台に行くということで、どうしても公共空間の屋台に行っていたんじゃないかなと思います。

西新の話がありましたけれども、ある意味ブランド化された場所がもう既にあるので、どうしてもそこに行く傾向がある。例えば西新ということになると、あそこには新しいビルが多分建つと思うんですけども、あそこを運営されている会社にとっては、屋台村でやったほうが収益性がいいのか、それともビルにしたほうがいいのかということがありまして、ビルを想定していたので、トイレの問題も含めて、どうしてもちゃんと投資されてなかったんじゃないかと思います。そういう意味では、既存の屋台と屋台村が共存するというのが難しかったんじゃないかと思います。ただ、本気で屋台村を福岡につくろうと、博多駅の前につくろうということになったときには、状況は少し変わるんじゃないかなという気がします。その辺は分析しているわけではないので感覚でしかないんですけども、そう思います。

【田中委員】 ありがとうございました。

【中原委員】 今のに関連して。先ほどの方もおっしゃったんですけど、福岡でなぜ屋台が少なくならなくて残ったか。多分、私が一番最初の自己紹介のときに申し上げたと思うんですが、50年ぐらい前からずっと屋台がたくさんあるところで生活をさせていただいた関係上、ラーメンなんですよ。食べ物なんです。私はそう思います。

屋台村的なものは天神周辺もできまして、そこにはいろいろな料理が置いてあるわけです。しかし、わざわざそこに行かなくても、いろいろ食べるところが福岡は多いじゃないですか。そういう形でそこは繁盛しなかったんじゃないかならうかと思います。

ラーメンというのは気楽な食べ物で、しかも博多のブランドです。ラーメンを食べに行こうと思えば、簡単に早く食べれる、それが屋台の基本じゃなからうかと思います。確かに屋台の中にはおいしい天ぷら屋さんもありますし、カクテルを出すところもございます。それはそれとして、屋台の基本は、博多のラーメンじゃなからうか、それで続いたんじゃないかならうかと思います。

その中で長年いろいろ問題があるわけですし、ここにありましたように、今の屋台の「out」の部分のほうを改善された屋台村的なものを本気で考えられれば、また違った面が出てくるんじゃないかならうかと思っております。

アンケートでは、利用客はほとんどが観光客の方、それからサラリーマンの方で、地域住民の方はあまり利用していないというデータが出ているんですけど、そうでもないと思います。我々、いろいろな仲間同士で、ちょっと屋台に行こうかという発想はあるわけです。ただ、屋台の問題はたくさんあります。一番はトイレや衛生面ですね。私もそうなんですけど、若いころはそんなこと全く頭にもなくてどんどん行っていて、仕事帰りに屋台が出るのを待っていて、ラーメンを食べて家に帰ってご飯を食べたりとか、そんなこともありましたけれども、ある程度の年代になってきますと、行く場所が変わってくるということが多分あるかと思います。

福岡でどうしても観光資源として屋台を考えるのであれば、ほんとうに何が目的かというところをきちんとしていけば、このデータにもありますように、北海道や青森などの屋台村的な、横丁的なものに発展していく可能性があるんじゃないかならうかと私は思っております。

【鳥越会長】 じゃあ、ニックさん、どうぞ。

【ニック・サース委員】 八尋さんの報告の中で、コンベンションのために福岡に来ら

れた方が非常にたくさん屋台に行っています。外国の方もそうですね。外国の方が福岡に来て、夜の遊びというか、エンジョイできるところが非常に少ないんですね。中洲ではそんなにエンジョイできないし、屋台は其中で珍しい外国人のための観光施設というか、場なんですけれども、非常に入りやすいです。そこは大事です。

また、ユニークで、レポートを見てみますと、日本のほかのまちと比べて、最低10倍ぐらいまだ残っているということはすごく特徴になっています。安いし、入っても出会いがある。

私は食べ物のためではないと思うんです。屋台の最大の特徴はその空間で、だれか隣に座って話ができるんです。ほかのまちでは、だんだんまちが大きくなって、人が冷たい感じになる。バスや車やバイクしか道を通れない。せつかく福岡ではこういうコミュニティというか、人が集まって意見交換ができるし、知り合いができるという文化があるので、ぜひ頑張って、問題点を一つずつ解決して残すべきです。捨ててしまうのは非常にもったいない。福岡の観光客にとっては最大の魅力だと思います。

【松汐委員】 八尋さんに聞きたいんですが、今日は経済効果についてご説明をいただいておりますけれども、私どもがこれから参考にしたいのは、その現状の公道を使って営業されている経済効果と、もう一つは我々がこれから先に進めたい、例えばいろいろな問題の解決のため、屋台村とか公用地の広場を使用した場合に、経済効果は変わりそうですか。

私、ベイサイドに関連がありますが、ベイサイドで温泉の横に五、六軒の屋台村をつくられたんですけど、そこは全然人が来ないような状態になっているんですよ。今は閉鎖されています。あそこも一応公有地なんですよ。そういう非常に不安な要素がありますので、率直な意見で、今後、例えば道路と屋台村的なものとは、どちらが効果がありそうかということをお尋ねしたい。

【八尋研究主幹】 申しわけないですけど、公有地か民有地のどちらが経済効果が大きいかというのは難しいです。基本的には何人集められるかになります。今の博多の屋台のブランドを通して、何人の観光客を誘致できるか。これはある意味、観光業、ホテル、旅行業者と一体となって人を集められるかが大事になってくるんじゃないか。特に、今日出した中には主目的で来られる方というのも結構いますので、そういう方々をどのくらい増やせるかが屋台の価値をさらに高めていくことになるんじゃないかと思います。

【鳥越会長】 私の意見を申し上げますけど、私は福岡の出身で、18からほかの都市

に住んでいまして、当然福岡に時々帰ってきて、最後は屋台に行くというのはわりと習慣になっています。

よく考えてみますと、福岡の屋台の問題は歴史的な問題を考えないと考えられない。戦後、これは福岡だけではなくて、焼け跡の闇市から日本中のいろいろなものが発生をしていることは間違いありません。大阪でも東京でもそうなんです。大阪でも東京でも屋台はありました。ありましたけれども、バブル経済、高度成長の中で、次々とそういうものは消えていったんですね。それは全部店舗になっていった。ほとんど日本中から屋台は消えた。しかし、なぜか福岡だけはしぶとくずっと残った。それが逆に、八尋さんのおっしゃるように希少価値が出てきた。福岡に行けば屋台がある、「締めは屋台」という福岡の屋台が、ある種、意味や価値を持ってきたという歴史がきっとあるんだろうと思うんですね。もちろんそこには「o u t」の問題として、道路の使用の問題、トイレの問題、水の問題、それから騒音の問題等、さまざまなマイナスな問題を引きずりながら、数は減っていますが、それなりに繁栄をしてきた。

僕は屋台が生き残ってきたのには生き残ってきた理由がきっとあるんだろうと思うんですね。なぜほかのところでは消えてしまったのかというと、高度成長の中で、どんどん普通の店舗型のお店に吸収されていく、もしくは廃業していくという形になっていったんだろうと思います。しかし、ここ数年の規制緩和という背景、それからもう一つはまちおこしということがあります。

少子高齢化という問題もあるんでしょうけれども、地域の産業が非常に衰退し、どんどん中央に人が出ていって、地方がさびれていくという中で、もう10年以上前になると思いますけれども、例えば大分県の平松知事がおやりになったように、まちおこしが日本中あちらこちらで行われるようになった。そのまちおこしの一環として、民有地を使ったいろいろな屋台村が新しく出てきた。これは福岡の屋台とは似ているけれども非なるものである、全然発生形態が違う、発想が違うと私は思っています。

そうやってこの平成23年まで来たわけですけども、新しい市長になられた高島市長がそれに目をつけた。いいところに目をつけられたと僕は思います。ほかのところは全部消滅していく中で、どういう理由かわからないけれども、福岡の屋台はもちろん数は減っていますが、残っている。そこには、ニックさんのおっしゃったように、外国人の観光客もたくさんいらっしゃっているし、もちろん外国人だけではなくて、日本の旅行者、観光客も博多に行ったら1回屋台に行ってみようというぐらい日本中で認識されているわけで

すね。市長はそれをぜひこのまま福岡のいわば個性として残していきたいと言うわけです。残していきたいけれども、しかし同時に、屋台にはさまざまなネガティブな問題もあるということも当然わかっているわけで、その問題を少しでも改善をして、残せるものは残していきたいというのがこの会のそもそもの出発点なんですね。

今日僕は、石森さんのご意見に非常に目を開かれる思いがしましたがけれども、どうしても日本は公と私、公と民というのを非常に区別をして、民が公の中に入るということについては非常に規制があって、なかなかできない。ところが博多のまちには、なぜか公有地に公的な人ではない私人が屋台という形でずっと生き残ってきたということが事実としてあるわけです。実はヨーロッパのプラザという広場、公有地というのは、単に人や車が通ったりするだけじゃなくて、そこで地域住民や外国から来た人たちがコミュニケーションをとれるような場でもあるわけで、それがこれからの公有地の一つの新しい考え方だろうというふうに石森さんはおっしゃったんだろうと僕は思うんですね。

日本のように公有地は公有地、民有地は民有地で、民の人は公に入っちゃだめだみたいな考え方だけではないわけです。西川さんは、そうはいっても公有地にもいろいろと私的な施設があって、そこには権利という問題が発生しているので、この屋台の問題にも権利という問題がついて回っているよということをご指摘いただいたと思います。これは非常に大事な、今後、討論をしていかなければいけない問題だと思います。

とりあえずは、経済的な効果も含めて、福岡の屋台は歴史的にこうやって残ってきた、それなりに実績を上げていますというところで、1回戦の議論をまとめさせていただきます。いろいろ異論もあると思いますけれども、とりあえずそういう歴史的な経過を踏まえて福岡の屋台はあるんだよということを、ひとつ皆さん共通の認識として持っていただきたいなと思います。

しかしながら、問題は全くないわけではないということが既にいろいろ出ているわけで、前回までの検証委員会などで指摘されながら、ちゃんとできていなかった問題として、再配置の問題があります。これについていろいろな意見もあったということがこの大きい紙に書いてありますのでお読みいただきたいんですけども、市のほうから、この再配置がうまくいっていない、完了していないところもあるということについての事情や背景について、これまで調査されたのであれば、具体的にご説明をしていただけますか。

【事務局（臼井）】 それでは、事務局のほうから、屋台の再配置の具体的な経緯についてご説明をさせていただきます。

カラーの第4回資料と書いてある資料をごらんください。ここの4ページからが資料となっております。

5ページをごらんください。こちらは第3回の資料の再掲になりますけれども、再配置が完了していない主な場所といたしまして、長浜地区、須崎地区、冷泉地区がございます。

6ページをごらんください。長浜地区を地図で見ますと北西のあたりでございまして、これまで近隣の供用開始予定の歩道への再配置を予定しており、今後近隣・市場を含め調整を行う。ただ、その前提として、屋台規格の遵守、上下水道の整備等多くの課題があるということでございまして、ここのもう少し詳細な経緯を7ページに記載しております。

前回、平成8年から議論されていた屋台問題研究会が平成10年に報告書を出しております、それを受けて検討したところでございますけれども、平成11年当時の考え方といたしましては、長浜屋台は歩道の大部分を占めていることや、周辺住宅の立地など、さまざまな問題を有する一方で、長浜という有名な屋台街を形成しており、観光面での一定の寄与がある。そこから考えると、長浜における屋台の集積化は観光面から有効と考えられ、鮮魚市場、現在ある地域の周辺を念頭に、現営業地に隣接して都市計画道路の「長浜臨港線」の整備を予定しておりましたので、それに合わせて広幅員となる歩道に再配置を行う計画を立てたところでございます。

これまでの取り組みといたしまして、平成20年2月に長浜臨港線の整備方針を決定いたしました、市場関係者、屋台等への説明や関係機関との調整を行い、再配置を行うこと自体については一定の理解を得てきたところでございます。

現状といたしまして、周辺住民や市場関係者等の意見を聞く中で、長浜臨港線で再配置を行うという計画もあったんですけれども、その想定する場所に変更があったり、あとは長浜臨港線の整備が想定よりおくれたことから、いまだに再配置に至ってないところでございますが、現在の計画としては、当初の計画どおり、長浜臨港線整備に合わせ、広幅員となる歩道への再配置を検討しているところでございます。

具体的には8ページをごらんください。こちらに地図を記載しておりますけれども、屋台現在地というところから、屋台移転予定地というところへの検討を今行っているところでございます。

【鳥越会長】 現在の位置から移転予定地まで、距離的には何メートルぐらいあるんですか。つまりお客さんからすると、1キロぐらい離れたらもう違うところだからね。

【事務局（臼井）】 現在の配置場所からいたしますと、100メートルぐらいの距離に

なろうかと思います。

【鳥越会長】 なるほど。じゃあ、そんなに、何か遠くに行ったということもでない。

【事務局（臼井）】 基本的には遠隔地への移転はできないということで、現在地近くの場所を想定しております。

【鳥越会長】 はい、わかりました。

【事務局（臼井）】 こちらの屋台移転予定地は平成26年に工事完了予定ということで、これを受けて今後調整等を行っていくことになっております。

1枚お戻りいただいて、7ページをごらんください。今後の展望と課題でございますけれども、再配置を行うことについて一定の理解は得られているところでございますが、その実現に当たっては、屋台がしっかりとルールを遵守して、また住民に理解を得るための取り組みを行っていくことが不可欠と考えております。また、自治体としても、これまで地域住民と屋台営業者が直接対話する場が設けられてこなかったことから、再配置に当たっては、配置先の地元住民、営業者、関係部局が集まる協議の場を設ける必要もあると考えております。

続きまして、9ページをごらんください。再配置がまだ完了していない地域が主にあと2地域ございまして、冷泉地区と須崎地区でございます。冷泉地区は今7軒が再配置対象としてございます。これはもともと公園整備に合わせて再配置する計画でしたけれども、現在は未定になっています。須崎地区についても、河川敷の改修により再配置する計画があったけれども、現在は未定といったところで、その具体的な経緯をご説明いたしますので、1枚おめくりいただきまして、10ページをごらんください。

平成11年当時の考え方でございますけれども、冷泉の場所は、屋台を置いて、残りの歩道の幅員が1.5メートル未満であって、歩道幅が確保できなかったことから対応が必要であるという認識のもと、商店街の近くであって、また地域のにぎわいに一定の貢献があり、夜間の防犯面での効果があるということを考慮して、現在地において公園の改修に伴う公園敷地を利用した歩道拡幅による対応を検討しておりました。

具体的には、1枚おめくりいただきまして、11ページ、当初計画をごらんください。緑色の線を引いてある部分が現在の公園の区域でございますが、ここを若干セットバックいたしまして、オレンジの部分に道路——道路というか一定のスペースを確保することによって、歩道幅を確保するという計画を当時は持っていたところでございます。

1枚お戻りいただきまして、これにつきまして2番のように、公園を改修して歩道幅員

を確保することについて、周辺住民等への説明を行ったところでございますが、屋台の問題解決のために公園改修を行うことに対して反対が強く、その場での対応には至らなかった。そのことから他の再配置場所を検討しました。しかし、他の再配置場所、例えば公園東側の道路などを検討したところ、再配置先の周辺住民の方々から反対運動がございまして、調整可能な場所が見つからなかったというところでございます。

現状といたしましては、屋台営業者等の意向も踏まえまして、現在地やその近隣地での対応を検討してまいりましたが、現時点において周辺住民等の理解が得られないことから、代替地案もなく、今後の再配置のめどがたっていない状況でございます。

今後の展望とその課題でございますけれども、これまでの取り組みは今ご説明したとおり、とん挫している状況でございます。前提といたしまして、屋台がしっかりルールを遵守して、住民に理解を得るための取り組みを行うことが不可欠であろうと考えております。

また、この調整の中でも、これまで地域住民と屋台営業者が直接対話をする場が設けられてこなかったことから、再配置に当たっては、再配置先の地元住民、営業者、また関係部局が集まる協議の場を設ける必要があるのではないかと考えております。

また、これらは再配置の場所のめどがたっていないことから、その上で調整の中で屋台の効用の活用や周辺地域との関係などの観点から、改めて全市的な観点で、屋台の配置に適切な場所や地域を検討していく必要があると考えております。

続きまして、12ページをごらんください。こちら当初の考え方といたしまして、平成11年、残有効幅員が1メートル未満であり、また歩幅が確保できなかったことから、対応が必要であるというところで、防犯面の効果を考慮して、景観整備も兼ねて、現在地において、博多川河川敷の河川緑地帯を利用した歩道拡幅による対応を検討いたしました。

13ページをごらんいただければと思うんですが、茶色い四角が集まっているところが現在の屋台で、ここの裏にある柵を河川敷の緑地のところにバックしまして、この部分に屋台を置くことによって、屋台が置いてある場所の歩道の幅員を確保しようという計画がございました。あわせてトイレの設置なども検討したところです。

これにつきましては、12ページの「これまでの取り組み」のように、歩道拡幅による屋台設置について周辺住民の方々へのご説明を行ったところですが、屋台の不適正な営業——違法駐車であったり、ごみの散乱、またルールを守らない屋台のために税金により市が歩道拡幅をすることに対する反対、あとは利用者、お客さんのマナーの悪さ——騒音で

あったり、放尿などを理由とする強い反対があつて、対応には至らなかったところです。

その後、周辺住民の方々からそういう要望が強かったことから他の再配置場所を検討して、例えば昭和通り等が候補になりましたが、これもまたその地域の方々からの反対がございまして、場所が見つからなかったということでございます。

現状といたしまして、冷泉地域と同様、屋台営業者の意向を踏まえて、現在地やその近隣地での対応を検討してまいりましたが、現時点において理解が得られておらず、代替地案もなく、今後の再配置のめどが立っていない状況でございます。

今後の展望とその課題も冷泉地域と同じで、これまで取り組みはとん挫しておりますけれども、まずは屋台がしっかりとルールを遵守して、住民に理解されるための取り組みを行うことが不可欠です。また、地域住民であつたり、営業者、関係部局が集まる協議の場を設け、その上で屋台の効用の活用や周辺地域との関係などの観点から、改めて全市的な観点で、屋台の配置に適切な場所、地域を検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

再配置に関する説明は以上でございますが、前回の第3回の研究会の中で話題になった2点の事実関係について担当部局から補足をさせていただきます。一つ目が、道路における点字ブロックと屋台の幅が60センチであるという考え方でございまして、もう一つは、清流公園における環境整備についてでございます。

それでは、担当部局より説明をお願いします。

【松汐委員】 白井さん、言葉が速いので、私どもは聞きとりにくいです。説明はゆっくりお願いします。

【鳥越会長】 白井君は話が速いんだよ。若いからしょうがないけどな。

【事務局（白井）】 失礼しました。

【関係課（後藤）】 道路下水道局の路政課の後藤でございます。前回、3回目の本研究会での視覚障害者用誘導ブロックと屋台との離隔幅、どれだけ離れていればよいのかということについて、佐藤先生からのご指摘につきまして再チェックさせていただいたところでございます。

この離隔幅につきましては60センチとしているところでございますけれども、これは平成10年、本市が制定しております福祉のまちづくり条例に基づき、平成11年4月施行いたしました本条例の施行規則による施設整備マニュアルに基づき定めた規定でございます。なお、現行のこの施設整備マニュアルは2008年まで改定してきているところで

ございますけれども、これも同じ規定でございます、誘導ブロックを設置する際には、ブロック幅自体が30センチ、その左右幅に60センチ、誘導ブロック帯というところの幅は1メートル50センチほどを確保すると。誘導ブロックを設置する場所については、歩道の真ん中あたりに設置するということが基本でございますけれども、どうしても建物や民有地側に寄る必要が出てくる場合には、60センチほどが最低必要だということになっております。

以上、ご報告させていただきます。

先生から貴重な意見をいただきましてありがとうございます。今後、施設整備マニュアルを所管しております関係部局ともども参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【関係課（多々良）】 公園管理課でございます。

3回の研究会におきまして、清流公園内の上下水道整備は屋台営業者と行政のどちらが行ったのかというご意見が出ておりましたので、それにつきまして補足説明させていただきたいと思います。

清流公園内での屋台営業者が利用しております水道につきましては、道路内の本管から引き込みした給水口、これを市が3カ所設置いたしております。公園施設として昭和63年度に行いました公園再整備の中で設置をいたしております。その給水口から屋台営業者ごとに分岐されております個別の蛇口につきましては、屋台組合が自費で設置をいたしたものでございます。また、公園内に汚水ますが4カ所ございますが、これにつきましては、昭和63年度の公園再整備時に市が整備をいたしております。なお、上下水道料金については、公園内の屋台の代表の方がお支払いをされているということでございます。

以上でございます。

【鳥越会長】 よろしいですか。

再配置については、長浜は100メートルぐらいの距離のところに再配置する可能性がある、冷泉と須崎については今のところあまり展望がないということでした。

これについて、時間はあまりないんですけれども、一人、二人何かあれば。どうぞ。

【松汐委員】 2日前の朝日新聞の記事で私は初めて知ったんですが、博多ベイサイドに再配置の問題が出ておりました。ベイサイドを中心に、韓国、台湾、それから冷泉と須崎の屋台を移動するような話になったという記事でびっくりしました。私がこの委員会の中では何も聞いてないのに、そういう話が先行している。これは皆様方が情報を出したと

か、その計画を出したとは思っておりませんが、要するにそういう再配置について天下の朝日新聞が堂々と朝刊に載せられる。審議はまだ行ってないはずなんですが、そういうところは何かご存じでしょうか。

【鳥越会長】 そこは事実関係を臼井さんからしゃべってください。それは皆さん不思議がっておられるはずだからね。ゆっくりとね。（笑）

【事務局（臼井）】 ご説明させていただきます。

 ベイサイドプレイスの地域を運営されている株式会社ベイサイドプレイス博多のほうから、ウォーターフロント地域の活性化を目的として、ベイサイドプレイス周辺に屋台を設置してはどうかというご提案、ご要望をいただいたのは事実としてございます。ただ現在、福岡市として、屋台をベイサイドプレイス周辺に移転する案であったり、そのための具体的な協議を行っているものではございません。福岡市としましては、屋台の再配置を含めた屋台の今後のあり方につきまして、現在このように屋台との共生のあり方研究会を設置して議論していただいているところでございますので、市としては、その研究会の提言を受けて取り組んでいく所存でございます。

【松汐委員】 ウォーターフロントで今、委員会で議論しています。それは福岡港湾局とベイサイドと奈良屋地区、大浜地区の自治会、地元の住民の方が、ベイサイドの沿岸地域をどうやって活性化していこうかという委員会です。私も行く予定だったんですが、こちらのほうに来ておりますので、一応自治会会長が参加しております。

 何人かの委員を出しておりますが、僕はびっくりして、その当日確認したら、そういう話は、結局一部の学生さんが出したような記憶があるけど、具体的な話は何もないですよということでした。委員会でこれからどうしていこうかというときに、あれだけの紙面ですから、記事を読まれる方は、ああ、そうなるんじゃないかなろうかという推測をすると思います。それはほんとうに重々注意していかなければいけないんじゃないかなと思っております。今回はそういう提案で終わるような問題じゃなかったなと思います。そういう提案はだれしもある程度のもを持っていると思いますが、あそこまで記事になると、私どものこれからの審議が非常にやりにくいです。

【鳥越会長】 新聞記者出身なので言わせていただきますけど、新聞に書かれたからといって事実ではありません。うそがいっぱい書いてあります。新聞もテレビもしょっちゅううそをついています。新聞・テレビに出ているからといって、真実だ、事実だということはありません。ここにメディアの方はたくさんいらっしゃいますが、僕は自分の経験上

そう断言します。

あの記事を私も見ましたが、おそらく業者からそういう話が出たんだと思います。業者が市のほうもそういう構えだということを言ったかどうかわかりませんが、あれは裏をとった記事ではないと僕は見ました。

【事務局（吉村）】 補足させていただきますと、あの件につきましては、事前に私どもに取材があったという事実もございませんで、まさに私どもはあの記事を見てびっくりしたという状況でございます。あくまでも私どもはこの研究会の中でしっかりと議論をいただくという立場でマスコミの方々にお話をしているところでございます。

【鳥越会長】 朝日新聞の記者がいたら、ここで弁明してほしいぐらいです。まあ、そんなことしません。(笑)

松汐さん、その話はそれでよろしいですね。

【松汐委員】 いいです。

【鳥越会長】 僕も見てびっくりしたんですけれども、臼井さんに話を聞いたら、自分たちは全然関知してないということなので、一応記事は記事として、事実そういうふうには進んではないということで、ここでは受け取りたいと思います。

再配置についてはよろしいですか。あと何か質問がありますか。

【佐藤委員】 私は長浜の再配置については大変残念に思っています。長浜を愛用していたというか、両側に屋台がいるという、ああいう界限性みたいなものがすごく親しみやすくてよかったんですが、それが広い道に入って、ほんとうに有効に機能するかどうかは大変疑問です。

それから、15年前の方針に沿って今まだ手続を進めているということだと思いますが、今ここで議論が進められている中でそういうことをさらにやっていくのはどうかなということで、もう少し待っていただいて、この議論が収束するぐらいでこの手続を進めるべきではないかと思います。

それともう1点、先ほどの八尋さんの報告書の17ページですが、7.5平米が指導要綱で、それが現実には倍以上となっているとあって、これを追認するようなことがあってはいけない。一方では現実に合わせて衛生面であるとか、さまざまな工事をして、必要であれば大きさや機能を見直す必要があると思うんですが、これを直ちに追認するわけにはいかないと思います。

それから、15年前にこういうふう決められた指導要綱が守られておらず、2倍以上

になっているということはちゃんと直視しなければいけません。これは要綱ではだめなんだということなんですよ。ですから、これからここで検討して、屋台条例などの条例に結びつけていかなければいけないんじゃないかと考えております。

【世良委員】 済みません、今の点に補足して。

【鳥越会長】 はい、どうぞ。

【世良委員】 本件について、条例に関することがどうだろうかというご提案が何人かの委員からあっているわけですが、もし仮に条例化となった場合に、本来的に道路法というものがあるわけです。

道路法というのは、基本的に、先ほど石森委員からも話があったように一般交通の用に供する、自動車などが通る目的のためにできているんだという構成になっているんですね。これを屋台のために使うということについてどう考えるのかなんですけれども、そのことについてヒントになるのが、平成19年に実は道路法が少しだけ改正されたんですが、道路交通環境を向上させよう、例えば花壇やベンチをNPOなんかが置くときに道路法の規定が邪魔をするということで、そういうことについては占用許可を出せるようになっていきます。ほかに代替地のあり・なしというかたいルールじゃなくて、緩やかに認めてあげてもいいですよという形で改正が行われたんですね。

国土交通省のほうでもいろいろな議論をどうもしているようで、人間重視の道路を創造しようという研究会が平成21年に報告書を出したりしているんですけれども、道路法というのがかたいルールだということで、道路を取り巻く環境は変化していきっているんじゃないかという提言をしているんですね。例えば、にぎわい形成による地域の活性化などのために道路を活用してはどうかという話も出ているようなんです。

そうしますと、仮に今回、条例で屋台のためのスペースをつくってあげるという方向性が出た場合には、福岡市独自の取り組みを条例という一つの大きなルールとして示すことになると思うんですね。それが道路法に反しないかという、今の道路法の文言だけ見たら、何となく反しそうには見えるし、条例というのは、その目的や効果などが法律と矛盾してたりしてはいけませんよという最高裁の判例なんかもあるんですけれども、緩やかな流れというのが世の中的にはできているんじゃないかと思います。

この研究会が、独自の視点で福岡市ならではの屋台の魅力をとらえ直して、新たな福岡市の活性化、観光の目玉としての積極的な位置づけていくのであれば、ルール化というのが実は大変重要なんじゃないかと思っています。

この研究会は今後あと何回かありますけれども、その中でわりといろいろな提言を盛り込んではどうだろうかと思っているんですね。実際に条例化する場合には、おそらくいろいろな実務的なハードルが出てくると思いますので、どんなものが出てきそうかというのを事前に福岡市の担当部局の皆様方から現実的に並べていただいて初めて、条例化のメニューをこちらから提案できるんじゃないかと思っているんですね。議会という市民の代表者の方々の議論する場で否定されてしまったら、市長の諮問機関としての第三者委員会の立場もないと思いますので、そういったスケジュールを考えていただくのはどうだろうかと思っています。

【鳥越会長】 条例化するかどうかという、ここはなかなか難しい問題ですね。

どうですかね。しかし、昔から祭りのときは道路を使いたいだけ使っておりますよね。あれは条例化していますか。祭り条例というものはあるんですか。

【世良委員】 祭りというのは動いていくので、屋台のように一定地にずっと恒常的に毎日、同じ場所にいるというものじゃないから……。

【鳥越会長】 特別な日だけですよね。

【世良委員】 今回のものとは違うと思います。道路交通法上の警察のほうの使用許可とか、済みません、わかりませんが、どうですか。

【鳥越会長】 うん、継続してね。祭りだけじゃなくて、結構いろいろな場面で道路を民間の人は使っていますよね。歩いているのもそうだし、自転車も自動車もそうですけれども、道路は国民が使うためにあるんですよね。それを何か法律で縛って、おまえはだめだ、これはだめだというのはもともと僕はおかしいと思っているんですけど。

ただ、公衆のため、大多数のためにこういう使い方はだめよということで決まっているんだと思うんですけどね。時代によっておそらく道路の使い方も、さっきおっしゃったようにどんどん変わっていくので、屋台問題も道路をどういうふうに利用するかということを考えなければいけないことになっているんだと思うんですね。そういう意味で条例化するかどうかはこれからの課題ですね。当然議会の問題になりますね。条例化ということになると議会に出さなければいけなくなります。

それでは、時間もあまりなくなってきましたので、一応再配置についてはこのぐらいにします。

あとルールづくりの問題や環境整備についてまだ議論が進んでいませんので、残り時間があまりないんですけど、若干延長させていただいて、もしご意見があればお伺いしたい

と思います。どなたか。松汐さん、ありますか。

【松汐委員】 いよいよ屋台要綱の基本的なルールについてのお話になってきたと思うんですが、今条例を含めたお話が出たように思います。基本的に市の道路管理課、それから警察の部署、この方たちが前回、研究に研究を重ねてつくったのが屋台指導要綱のルールなんですね。

一番大事なのは、今の社会の傾向の中で、ボランティア活動など、市民全体が喜ぶような使い方であればいいんですが、今のところ経済効果のために屋台という民業を認めざるを得ないという状況で来ているわけです。

その中で、これからの一番の問題としては、じゃあ、屋台指導要綱を守っていれば問題ないじゃないかという点がまず一つ。それが守られないから今問題が起きているんだということで、じゃあ、次に屋台指導要綱をどうやって遵守していただくかについては二つの方法があります。一つは、屋台を経営されている皆様方の基本的なお考えの中で処理できる問題です。それでどうしてもできなければ条例しかないというふうになっていくんじゃないかと思います。

条例はつくるのは大変で、今の話でも出ましたように、条例というすべての人に適合するものをつくっていかなければいけないときに、結局、今いうお祭りの屋台の人、それから路上で要するに物を売っている人、こういう人も含めて総合的な検討が必要で、ものすごく法律的には問題が出てくると思います。

一番できそうなのは、150軒の経営者にどういう形で結局屋台指導要綱を守りますというお約束をしていただくかで、それも一つの方法じゃないかなと思っています。

それと、前回やりました再配置についての問題を踏まえて、よりよい方向で話し合いを進めるような形を行政のほうでつくっていただく。私どもがここに出てきて、「いやあ、困っております」「これはいけません」というのは非常に心苦しいんですが、一番大事なのは、市民、住民の方が、だんだん屋台から遠のいていっているんですよ。イコール観光になっているということではあるんですが、結局再配置の位置の問題も、元オークラの前、川端の昭和通りにあったのがうちのところに来てるんです。なぜかという、再開発をするために、どいてくださいと、こっちに移ってくださいということで移られた。工事が終わったらもとのホテルオークラの前に戻ってくださいと。ところが、オークラさんはもうだめですということだった。

そういう経過があったので、私どもも、ここ10年、当然戻っていただけるだろうとい

う考えで来ているけど、あまりにもそういう問題が解決してないので、じゃあ、新しい方向で考えていかなければいけない。そうすると、今出ましたように、地区別に再配置をする、そういう問題も当然議論がありますし、屋台要綱というルールがあるから本来は我々も屋台の営業を当然認めざるを得ないところがあります。

行政も、屋台要綱の問題じゃなくて、道路を使用する許可をくださいという屋台の方の書式が整っていれば、当然、毎年許可の印鑑は押していかないといけないわけです。中身について皆さん困っているから押さんぞとは警察も福岡市も言えないということで、今まで1軒も退場者がいない。それをどうやって解決していくかというのは、屋台要綱について、これは正しいのか、継続でさせるのか、改正するのか。なおかつ先ほど申しましたように、守っていただくについて今までどおりでは同じことが起こります。ですから、屋台の方たちもそういう努力をしていただくような何かいい方法がなかろうかと思っております。

【福山委員】 今、指導要領の問題が出ましたけれども、よく言われるのは、いわゆる指導要領があっても指導されてない、福岡市が悪いのか、警察がいないのかということなんでしょうね。

先ほどからご説明がありましたように、指導要領では7.5平米ですが、現実には18.6平米です。これは違反しているわけですよ。こういう事実を見逃して、こうですよという資料を出されること自体が黙認されているということじゃないですか。指導をされてないということです。なぜ指導されないかということの原因をもう少し私は究明する必要があるのではなかろうかと思います。

指導要領を見えますと、今日は弁護士の先生や法律の専門家がいらっしゃるので私がこんなことを言うのは大変失礼ですけど、私はこの指導要領を何遍も読み返してみました。結局、免許や占用許可の取り消しをするにはどうしたらいいかというと、34条の聴聞手続、ないしは弁明の余地を与えなければいけない。その聴聞をするためには、これこれ議会でこれこれ資料を出しとか何とかと書いてあるんですね。そういう手順を経るのではなかなかやれないのではないかと、だから、市としても処分を怠られたんじゃないかと。裏をかえせば、この指導基準そのものがザル法ではなかったかと私は感じるんです。

であれば、指導基準そのものが今はあってないような基準なんです。これを私たちが何だかんだ討論しても、とにかく砂上の楼閣にすぎない。だから、原点に返って、この指導基準の2.5メートル、3メートルが無理だったら幾らだったらいのかということも含めて、もう少しそのペナルティーについても触れてほしい。道路交通法でもそうでしょう。

違反すれば即切符を切られるわけです。サッカーにしてもイエローカードが2枚出たらレッドカードで退場するんですよ。だったら、イエローカードが2枚出たら退場するという、厳格な処分がしやすい指導基準をつくらないといけない。

私はアンケートをたくさん読ませてもらいました。いかがわしい人があるとか、変な人が出入りしているとか、問題になるような表現がかなりあります。これは一部の意見だというけれども、私のとったアンケートでもそういう意見がありました。このあたりの内容は実情をもう少し徹底して見てみると。私は上辺だけではなかなか見えないと思いますよ。アンケートでは正直に皆さんが答えられていると思います。

そういう意味で、この屋台指導要領がなぜ守られていないのか、ないしは守れなくてもパスするのか、このあたりの現状をきちんと見直さなければ、この問題の解決はないのではないかと思います。

以上です。

【鳥越会長】 それはおっしゃるとおりだと思います。これからも変わらない話だと思います。

ただ、私自身は今回初めてなので、これまで指導要領が決められていて、それを守らなければいけないということには、この会議は縛られる必要はないと僕は思っているんですね。新しく決めればいいわけです。だから、広さについても、確かに前はこの広さだと言ったんだけど、状況も変わったしちょっと広くなってもいいじゃないという話もありますよね。それは皆さんがそういうことでいいというならば、それもありと。

だから、これまでの指導要領がこうだからこうだというふうに、あまりかたく考えなくてもいいかなというのが私の意見です。

【福山委員】 私もそう思います。思いますけれども、現実にはこの指導要領は生きているわけです。生きていればなぜ指導しないかということについては、行政のほうも弁明してほしいんです。なぜ指導や処分ができなかったのか。

それともう一つ、じゃあ、現実にはその広さを認めるとすれば、今、払ってある使用料をは8.何平米ですね。黙認するんだったら、相応の使用料を取る。そうすれば黙認したようになるとか、イタチごっこになるかもわかりませんが、そのあたりも黙認していい限界があると思うんですね。私は今の段階では、そのハードルを越えていると思います。

例えば、1代限りについても、権利の売買があるという事実が言われている。現実にはアンケートにこれだけのものが出れば、それは事実だと思います。そういう事実を行政とし

ては黙認されているということなんですね。

福岡市の市民が、私の地域の人が反対しているいろいろ問題の中には、そういうところが非常に底辺にあるんです。汚水がある、道路を汚すで、道路を独占してしまっている。屋台に関して特権意識を持っているような感じを市民の方が受けているわけですね。だから、市民の方の足がどんどん遠のいているわけです。

先ほど北海道の話がありましたように、利用する半分以上の方が市民でなければ、観光としても意味がないのではないかと私は思うんですね。そういう状況にならないのは、ルール違反が横行していること原因じゃないかと思うから、私は強く申し上げるわけです。

【鳥越会長】 これまでの指導要領がちゃんと守られてない結果、いろいろ問題が起きているということについておっしゃっていると思います。それは現実にはいろいろあるんだと思いますけれども、それを今回、我々はできるだけ改善をしていきたいと思っています。

これまでのことについて、今まで発言はなかった屋台の関係者の3人の方、どなたでも結構ですけど、何かご意見ございますか。言われ続けていますが。

【安野委員】 今日は、会長や皆さんの意見を聞いて、どうするかを判断したいと思います。

実は、今の屋台要綱というのは無理が多いんですよ。守れないところをあれやこれやおっしゃいますけど、守れるところは守っているわけなんです。

まず時間の問題が一番ですね。6時から営業するのに、6時に屋台を持ってきて、それから用意して出すのは無理だと思うんですよ。というのは、営業するためには2時間ぐらいかかるわけですよ。そうすると、結局8時過ぎぐらいになっちゃうんですよ。そうしますと、早い時間の客さんらは帰られる時間です。特に会社関係の方なんかは6時過ぎごろの帰宅途中に利用される方が多いございます。だから、そういう時間帯の問題が一つあると思うんですよ。

【鳥越会長】 それはこれまでの指導要領に不備があるということですね。

【安野委員】 はい。だから、これは見ていただきたい。6時というのではなくて、私たち博多の場合は大体4時過ぎには出してます。目をつぶるところと最初の要綱ができたときに係長がおっしゃいまして、それで大体4時から4時半ごろに出していたんですよ。今は自分が持ってくるんじゃなくて、引き屋さんという屋台を持ってくる人に頼んでいるところが多いんですよ。その方たちは何台も引かないといけないので、間に合わせるために早く持ってくるんですね。早く持ってきて、定位置に置いてもらえさえすればよくて、

4時か4時半に来て立ててくださいということを言っていたわけなんです。

【鳥越会長】 占有面積が実際決められているものより大きいという報告もあります。

【安野委員】 それも、屋台幅が小さくて、結局横の幅が……。前後はいいわけですよ。だけど横の幅が小さくて、あまりお客が座れず狭いんです。だから、そういう屋台の幅も考え直してほしいなと思っております。

【鳥越会長】 そうすると、今の指導要領で決められている幅では商売にならない、変えてほしいということですね。

【安野委員】 はい。屋台の横にストッカーやビールの空きケースなどを置かせていただけるように考えてほしいなと思っております。

【鳥越会長】 あと、皆さんから業者の方にご質問があれば、この際だから聞いてください。

【松汐委員】 現状やっつけらっしゃるから、おっしゃることはよくわかります。

ただ、問題は11年にできたときから今まで、一度も守られないということなんですね。とにかくそのときに福岡市と屋台問題委員会でお互いに話し合いがあったはずなんです。その中でできるところ、できないところを盛り込んで、今の要望とは別に、逆に守れることを守ってないということが多々あるわけですね。例えば、経営者の交代については、よくご存じのように、だれがそこの屋台に立っているかわからんということがあって、そのほうが僕は大事じゃないかと思うんです。これは要綱に書いてありますが、スペースがないとか、これは話し合いである程度解決する問題です。でも1代限りとか、我々が全然議論できない部分がものすごくあるので、その問題を含めて議論をしましょうということになっているんですね。

この前、組合長さんの方々が言われていたように、なかなか言うことを聞いてくれない。指導要綱が悪いから聞かないのではなくて、代がかわったり、組織にあまり関係のない人が営業してあるから、結局、組合長さんがせっかく汗かいて、こうしとかんといかんばい、そうせんとこれからの話し合いができんごとなんと言われても通じない。それは、おそらく当事者であられます組合長さん方が一番切実にわかっておられる問題じゃないでしょうか。この委員会におられる組合長さんあたりには、いい屋台を残していければなという思いが多分あられるんじゃないかと思います。僕もそうです。その中で、組合長さんの言われるスペースの問題等については、市民のだれが見ても当然だという議論になっていくんだと思っております。

【山崎副市長】 ご参考までにということで、正面の資料をごらんいただければと思います。

これは11月4日の第2回の資料として既にご提示しているものでございますが、今議論になっております時間が守られているか、屋台の規格が合っているか、合っていないかについて、地区ごとに整理したものでございます。

例えば、営業開始時間が守られているかに関しましては、今回、再配置の対象になっていきます長浜、冷泉、須崎は時間が守られていない、ゼロ%と全然守ってないという状況でございます。他方、それ以外の天神あるいは博多などの地区に関しては、過半まではいつておりませんが、4割ぐらいの屋台は守っている状況もあるわけでございまして、こういうことを前提にご議論いただく必要があるのではないかと。

それから2番目に、屋台の規格の話が今議論になってございますが、これが守られていないという地区が、再配置対象の地区以外も含めて多くなっている。数字が小さいですから、ほとんど守られていないというような状況がある、これが現実でございます。

一方、若干注目していただきたいのが、5番に、歩行者の通行障害とはなってはいないかという項目がございます。再配置対象のところは、そもそも再配置対象になっている理由として通行者の歩道の通行を障害しているという状況があるわけでございますが、他方、それ以外の地区に関しましては、歩行者の通行障害になっているという状況ではありません。再配置となっている三つの地区に関しては、歩行者の通行の障害になっているので、今後再配置を検討しようとなっているんですが、他方、それ以外の地区に関していえば、規格の問題はあるものの、通行障害、歩行者に対しての影響は実はあまりないという実態がある。

こういうことを前提にご議論いただくことが望ましいのではないかとということで、既に皆様方には基礎情報としてご提示をしてございますので、これを踏まえて、ぜひまたご議論を深めていただければと思います。

以上でございます。

【鳥越会長】 どなたか。

【米倉委員】 福岡の米倉です。

私どもの組合のほうから意見が述べられるように、来年の1月17日に、経営者のマナー向上のために教育講習会を全組合員を集めてする予定です。3組合長と話し合いまして、支部長会を開いて、そういう教育講習をしてもいいなということになりました。

- 【鳥越会長】 初めてですか。
- 【米倉委員】 初めてです。
- 【鳥越会長】 こういう会議が始まったのでということですね。
- 【米倉委員】 そうです。再度教育をしようと思っています。
- 【鳥越会長】 それは屋台の関係者全員が集まるんですか。
- 【米倉委員】 経営者と今現場でやっている若い店長みたいな形の人も全員呼びます。
- 【鳥越会長】 講師はだれがやるんですか。
- 【米倉委員】 うちの組合長と副組合長です。あと、保健所のキド係長さんなんかを呼んで、衛生面なんかの話し合いをしようかと思っています。
- 【鳥越会長】 当然、今日出たような問題はそこで取り上げられるんですね。
- 【米倉委員】 そうです。
- 【鳥越会長】 わかりました。

時間が20分ぐらい過ぎてしまいました。一応今日は大体の議論は済んだかなと思います。もちろんルールの問題や環境整備については、まだご意見がおありだと思いますので、次にもう1回、こういう問題を話し合ってみたいと思いますけれども、とりあえず今日のところは経済効果から始まって、多様な意見が非常に出されました。屋台をどうするのか、福岡における屋台の意味について、いろんな皆さんのご意見がありました。

私の感じでは、いろいろ問題はあるにしても、何とかしてその問題を改善しながら、場合によっては条例化も考えて、何とか福岡のいわば個性として、目玉という言い方は変ですが、観光の資源として維持していくということについて、ほぼ大体皆さんのご意見をお聞きしたと思います。あとは、具体的にこれがどうしてもきちんと解決しないと「うん」と言わないよという方もいらっしゃると思います。それは次回にということで、今日のところは、大変活発なご議論ありがとうございました。

それから、屋台屋台と話をしていまして、この中でも松汐さんや何人かは近くに住んでおられて、屋台の実態を十二分ご存じの方もいらっしゃると思いますが、この中にも、私も含めまして何となく知っているようで知らないという方も多いと思います。議論されているような論点については、これまで屋台に行っただけあまり見てなかったとか、そういうこともありますので、前回、私のほうから提案させていただいたように、今日は午後7時半にこの1階のロビーで集まって現地調査に出かけます。場所についてはまだ言いません。つまり、我々が見に行くに当たっては抜き打ちで行きたい。事前準備されて、きれい

にされたところに行ってもあまり意味がないので、一切事前報道はなしということです。
できれば業者の方もひとつ言わないでということで、ここだけの話にしてください。

【西川委員】 済みません、相手の方は知ってありましたよ。今日の朝、一生懸命お掃除してありましたよ。

【鳥越会長】 だれか漏らしたんじゃないですか。(笑) 一応だれも知らないということで行きますから。

何かありますか。

【事務局（臼井）】 次回研究会の日程をご報告させていただきます。次回は来年、平成24年1月20日金曜日10時から、場所はこの同じ場所、福岡市役所の15階講堂でございますので、またお集まりいただければと思います。

【鳥越会長】 よろしいですか。じゃあ、次回は来年1月20日金曜日ということになります。今日はどうもありがとうございました。これで終わります。

【事務局（臼井）】 今日の屋台の視察でございますけれども、改めてでございますが、午後7時半に1階のロビーにお集まりいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

— 了 —